

# 請 願 文 書 表

平成29年6月22日第6回（定例）町議会

請願 番号	受 理		請 願 者 住 所 氏 名	件 名	請願の要旨	紹介議員	審 査		
	月	日					結 果	月	日
10	6	2	清水町本通1丁目 日本労働組合総連合会北海道 連合会清水地区連合会 会長 喜 多 進	地方財政の充実・強化を求 める意見書に関する請願 について	別紙のとおり	北村光明 議員			
11	6	2	清水町本通1丁目 日本労働組合総連合会北海道 連合会清水地区連合会 会長 喜 多 進	義務教育費国庫負担制度 堅持・負担率2分の1への 復元、教職員の超勤解消と 「30人以下学級」の実現、 「子どもの貧困」解消など 教育予算確保・拡充と就学 保障に向けた意見書に関 する請願について	別紙のとおり	北村光明 議員			
12	6	2	清水町本通1丁目 日本労働組合総連合会北海道 連合会清水地区連合会 会長 喜 多 進	平成29年度北海道最低賃 金改正等に関する意見書 の請願について	別紙のとおり	北村光明 議員			

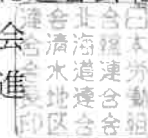
平成29年6月2日

地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願

紹介議員 北村 光明



請願者代表 住 所 上川郡清水町本通1丁目  
氏 名 日本労働組合総連合会北海道連合会  
清水地区連合会  
会長 喜多 進



清水町議会  
議長 加来 良明 様



## 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願

### 【請願趣旨】

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。また、「骨太方針 2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を 2020 年度までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

これらのことから、2018 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第 99 条の規定に基づく意見書を提出していただきたくお願いいたします。

### 記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額

の確保をはかること。

2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

平成29年6月2日

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消  
と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就  
学保障に向けた意見書に関する請願

紹介議員 北村 光明



請願者代表 住 所 上川郡清水町本通1丁目  
氏 名 日本労働組合総連合会北海道連合会  
清水地区連合会  
会長 喜多 進



清水町議会  
議長 加来 良明 様



義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書に関する請願

### 【請願趣旨】

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっています。また、2017年度文部科学省予算では、財務省が主張する「少子化による基礎定数削減に加えて加配定数の削減」に一定の歯止めをかけたものの、10年間の教職員定数改善計画、29,760人（初年度分3,060人）は見送られ、「通級による指導」「外国人児童生徒等の指導」などを行う教員等の基礎定数化と加配定数による868人の増員にとどまりました。連合総研の報告によると、教職員の7～8割が、厚生労働省の月の時間外労働過労死ライン80時間を超えていることが明らかとなっています。子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題です。そのためには、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規制」に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや、義務標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」および「30人以下学級」の早期実現が必要です。

OECDの発表によると、2013年度日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は3.2%と、依然として平均の4.5%を大きく下回り、加盟33か国中ワースト2位という状況になっています。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあるなど、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さは明らかです。また、厚生労働省から発表された2012年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%と約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6%と2人に1人以上となっています。このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体において、その措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、家庭の貧困から教育ローンともいえる有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、教職員定数改善など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう求めます。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出していただきたくお願いいたします。

## 記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費が無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育費国庫負担金の負担率が2分の1に復元されるよう要請します。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。
4. 就学援助制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。
5. 働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消にむけたより実効ある対策を早期に実現するよう要請します。
6. 高校授業料無償制度への所得制限撤廃、および、朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回が実現するよう要請します。
7. 教育諸課題の解決にむけて人材確保が重要です。子どもたちの最大の教育条件である教職員の勤務条件、給与水準を改善するよう要請します。

平成29年6月2日

平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願

紹介議員 北村 光明



請願者代表 住 所 上川郡清水町本通1丁目  
氏 名 日本労働組合総連合会北海道連合会  
清水地区連合会  
会長 喜多 進



清水町議会  
議長 加来 良明 様





## 平成 29 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願

### 【請願趣旨】

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、家計支出の低迷が続いています。特に、年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも 46 万 1 千人と、給与所得者の約 3 割に達しています。また、道内の非正規労働者 91 万人(雇用労働者の 39.7%)のうち、29 万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

平成 22 年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指す」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を 3 年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

これらのことから、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成 29 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第 99 条の規定に基づく意見書の提出をしていただきたくお願いいたします。

### 記

1. 「できる限り早期に全国最低 800 円を確保」「平成 32 年までに全国平均 1,000 円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額 896 円)を下回らない水準に改善すること。

3. 厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。